

きょうと婚活応援センター会員利用規約

この規約は、きょうと婚活応援センター（以下「センター」という。）を会員が利用する場合の必要な事項を定めるものです。

【目的】

第1条 このセンターは、京都府内の婚活支援団体や「婚活マスター」の活動を支援し、ネットワーク化の促進を図り、独身者だけでなく、婚活に取り組む事業所などへの情報の提供やセミナー等の実施により、京都府全体で婚活に前向きに取り組める社会的気運を醸成することを目的とします。

【センターの利用】

第2条 センターの利用には、会員登録が必要です。

【会員登録の種類】

第3条 会員には次の2種類があります。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員

【会員資格】

第4条 会員となるためには、次の各号に定める条件を満たす必要があります。

(1) 個人会員

- ①結婚を誠実に希望し、20歳以上であること
- ②京都府に在住、在勤、または結婚後京都府での在住の意思があること
- ③独身であること
- ④営業・勧誘など結婚以外の目的での入会でないこと
- ⑤暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。）でないこと
- ⑥センターが定める会員登録に必要な書類を提出できること（本人確認書類及び独身証明書等）
- ⑦この規約に同意し、遵守できること

(2) 団体会員

府内中小企業等が実施する婚活の取組を応援するため、事業所単位で会員登録してください。

ただし、次のいずれかに該当する場合は会員登録できません。

- ①京都府税を滞納している場合
- ②京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当する場合
- ③その他、京都府が会員登録団体として不適切と判断した場合

【会員登録費用】

第5条 会員登録費用は無料とします。

【会員登録方法】

第6条 会員登録については、次のとおり行うものとします。

(1) 個人会員

ホームページを利用した事前登録を各自行っていただき、その後、必要書類の提出によって第2条に定める条件が満たされていることを確認します。

なお、個人情報の管理を徹底するため、入会手続き等は必ずご本人が行ってください。
(代理の方による登録は受け付けません。)

(2) 団体会員

各事業所等の代表者（独身でなくても可）により、別添様式により登録してください。

【支援内容】

第7条 センターの支援内容は以下のとおりです。

(1) 個人会員

- ・婚活相談、婚活支援プランの作成
- ・イベント、セミナー等の情報提供
- ・婚活支援団体・婚活マスターの紹介 など

(2) 団体会員

- ・登録事業所の職員に対する婚活情報の提供及びセミナーの実施
- ・登録事業所が行う婚活の取組を進める担当者に対する相談・アドバイスの実施
- ・登録事業所同士の交流会等の実施支援

【会員期間】

第8条 会員登録の期間は、登録の日から2年間です。会員期間が終了した場合は、自動的に退会となります。引き続き会員登録を希望される場合は、改めて、登録手続きを行っていただきます。

ただし、団体会員については期間を定めないものとします。

【会員の義務】

第9条 会員はセンターの支援を受けるにあたり、次の各号を遵守し、センターの運営に支障をきたさないよう努める義務があります。

- (1) 自己のデータを正確に申告し、虚偽がないこと
- (2) 登録された内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること
- (3) センターで知り得た個人情報については、秘密を守り、退会後もこれを第三者に漏らさないこと
- (4) 個人会員については、会員ID、パスワード等を第三者に提供または共用しないこと。万が一、会員ID、パスワード等が盗用された場合には速やかにセンターに連絡すること。
- (5) 個人会員については、結婚が決ったら、速やかにお知らせいただき、退会手続きを取ること

【免責事項】

第10条 センターは誠意をもって会員に対する支援を行いますが、交際、結婚を保証するものではありません。

センターの支援により交際を開始したときは、会員自らの責任により誠実に交際するものとし、交際の過程で生じた事故その他のトラブルについては、センターは一切責任を負わないものとします。

【退会】

第11条 会員は別に定める様式により届け出ることによって、退会することができます。

【会員登録の抹消】

第12条 センターは、次の号のいずれかに該当する場合には、会員の登録を抹消することとします。特に悪質な場合は、法律に基づき対処します。

なお、第11条に基づく退会については、再度入会することはできますが、本条に基づく抹消の場合は再度入会することはできません。

- (1) 「利用規約」に違反した行為があった場合
- (2) 虚偽の個人データ申告により入会した場合
- (3) センターのシステムを悪用し、または悪用しようとした場合
- (4) センターの指示、指導に従わなかった場合
- (5) センターの業務に関し、他の会員、センター職員などの関係者に暴力を加え、もしくは加えようとした場合、または脅迫した場合
- (6) 他の会員に不快感を与える行為を行った場合
- (7) 前号に該当する行為のほか、暴力的不法行為（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第1項に規定する暴力的不法行為をいう。）を行った場合
- (8) 法令または公序良俗に反する行為を行った場合
- (9) その他会員として不適当とセンターが判断した場合

【個人情報】

第13条 センターが個人情報を収集することについては、「個人情報保護指針」に基づき、適正な管理を行います。